

10月末の就職内定率86.0%!

～求人数、就職内定者数の伸び率は、いずれも過去10年間で2番目の水準～

新規高等学校卒業予定者の求人・求職・内定状況（平成26年10月末現在）は、以下のとおりとなっています。

- ・求人数 25,221人（対前年比 30.8%増加）
- ・就職希望者数 11,222人（対前年比 2.2%増加）
- ・求人倍率 2.25倍（対前年差 0.49ポイント上昇）
- ・就職内定者数 9,646人（対前年比 11.3%増加）
- ・就職内定率 86.0%（対前年差 7.1ポイント上昇）
- ・就職未内定者数 1,576人（対前年比 31.9%減少）



【求人の状況】

求人数は、25,221人で前年同期比30.8%増・5,943人増加となり、これは、平成17年度の27,330人で前年同期比33.2%増・6,805人増加に次ぐ伸び率となりました。また、求人倍率は、2.25倍で前年同期に比べ0.49ポイントの上昇となり4年連続の上昇になりました。

求人受理の産業別では、製造業が、10,185人（前年同期比25.1%増・2,043人増）となっており、特に愛知県の基幹産業である自動車産業（輸送用機械器具製造業）では、求人数が4,089人（前年同期比24.2%増・797人増）となっています。

- 製造業 10,185人（前年同期比25.1%増・2,043人増）
- 卸売・小売業 2,910人（前年同期比54.0%増・1,021人増）
- 医療・福祉 2,886人（前年同期比20.7%増・495人増）
- 建設業 2,377人（前年同期比32.6%増・584人増）

【就職内定の状況】

就職内定者数は、9,646人・前年同期比11.3%増となり、平成16年度の8,652人・前年同期比12.7%増に次ぐ高い伸び率となりました。また、就職内定率は、86.0%と前年同期に比べて7.1ポイント上昇し、10月末時点で内定率が80%を超えるのは、平成20年度以来6年ぶりであり、景気回復を背景に求人倍率が改善し就職内定率は、高く上昇しています。

【未内定者に対する支援】

愛知労働局及びハローワークでは、就職未内定者に対する職業意識形成支援、就職支援を積極的に行い、学卒ジョブサポーターを活用し、学校と連携の下、一層の就職促進に取り組んでまいります。

～ 今後予定している主なイベントについて ～

12/4(木)	14:00～ 16:00	改正パートタイム法・次世代法等説明会	刈谷市産業振興センター 小ホール	雇用均等室 052-219-5509
12/9(火)	14:00～ 16:00	改正パートタイム法・次世代法等説明会	ライフポートとよはし 中ホール	雇用均等室 052-219-5509
12/9(火)	13:00～ 17:00	就職フェア2014 in 豊橋	ホテルアソシア豊橋 5F ザ ボール ルーム	職業安定課 052-219-5505
12/10(水)	13:00～ 16:00	建設業就職フェア	ウインクあいち 7F 展示場	職業対策課 052-219-5508
12/9(火)	13:15～ 16:00	労働者派遣事業・請負事業の適正化に向けた研修会	名古屋国際会議場 (センチュリーホール)	需給調整事業部 052-219-5587
12/10(水)	13:15～ 16:00	労働者派遣事業・請負事業の適正化に向けた研修会	名古屋国際会議場 (センチュリーホール)	需給調整事業部 052-219-5587
12/17(水)	13:30～ 16:15	選ばれる医療機関のためのセミナー	ウインクあいち 5F 小ホール2	労働時間課 052-972-0254

編集・発行 愛知労働局 総務部 企画室

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館2階）

TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798

<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



月報 愛知労働局



- 最近の雇用情勢 平成26年10月速報 …… 1
- 職場の年末安全衛生推進運動について …… 2
- 7業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申） …… 3
- 平成27年3月新規高等学校卒業予定者の職業紹介状況について …… 4
- 今後予定している主なイベントについて …… 4

2014

12月

毎月第三稼働日 発行



最近の雇用情勢 平成26年10月速報

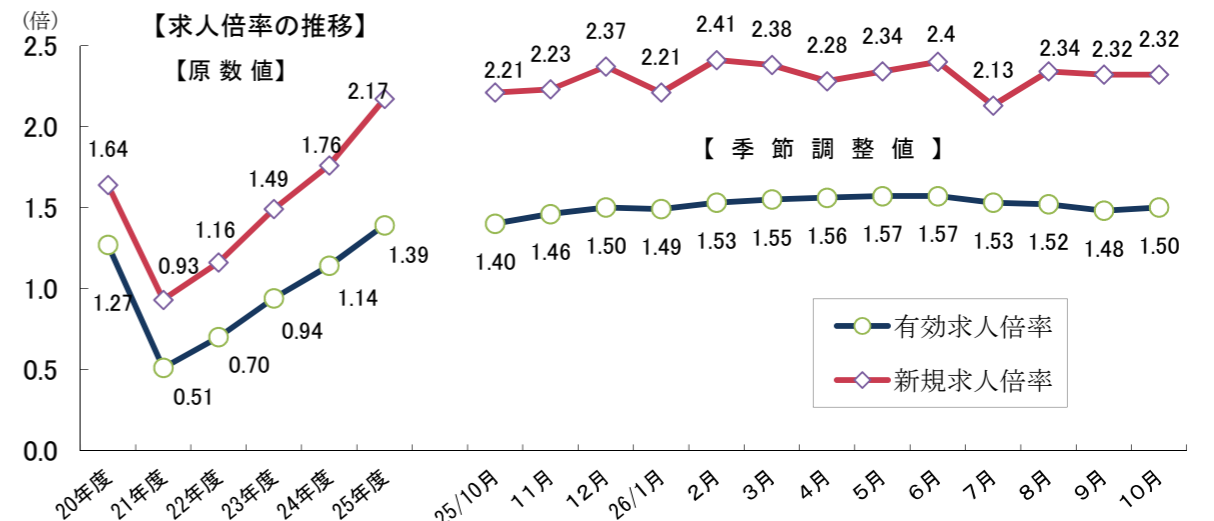
職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は5か月ぶりに上昇 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） ⇒ 1.50倍 対前月+0.02ポイント
- 新規求人倍率（季節調整値） ⇒ 2.32倍 対前月±0.00ポイント

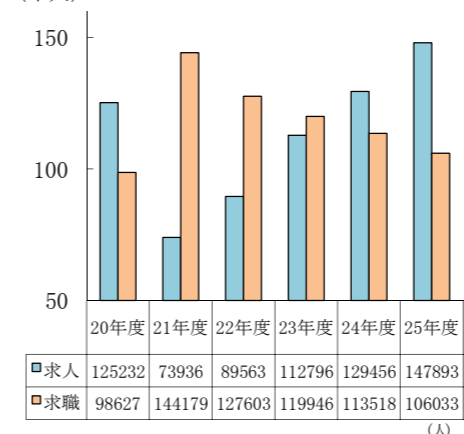
求人倍率の状況

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.50倍
・4か月ぶりに前月を上回った。
・有効求人数は増加（前月比0.6%増）、有効求職者数は減少（前月比0.8%減）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.32倍
・前月と同水準となった。
・新規求人数は減少（前月比0.4%減）、新規求職者数も減少（前月比0.3%減）。



【月間有効求人・月間有効求職の推移】

【原数値(年度平均)】



項目	当月	前年同月	対前年同月比
新規求職者数	23,605人	24,882人	5.1%減
月間有効求職者数	100,454人	107,621人	6.7%減
新規求人数	57,261人	58,414人	2.0%減
月間有効求人数	153,168人	154,387人	1.8%減

「無災害 みんなで迎える 明るい新年」をスローガンとして

災害防止を目指し、職場の年末安全衛生推進運動を展開

愛知労働局（局長 藤澤勝博）では、12月1日から31日までを「職場の年末安全衛生推進運動」期間として、多発している死亡災害を始め、労働災害の防止のため、各事業場における安全衛生対策の徹底を目指し、各種の活動などを展開します。

運動期間中の主要活動として、愛知労働局長が災害防止団体幹部と共に次の建設現場パトロールを実施し、災害防止を指導することとしています。

このパトロールについては、建設現場のご協力を得て、取材が可能となっています。なお、集合場所、時刻等は以下のとおりです。

《名駅一丁目計画（仮称）新築工事建設現場パトロール》

① 日時 平成26年12月5日（金） 午前10時より

② パトロール場所
名駅一丁目計画（仮称）新築工事（JPタワー名古屋新築工事）
（名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 他）

③ パトロール構成員
労働局：愛知労働局長、安全課長、安全専門官
監督署：名古屋西労働基準監督署長、安全衛生課長、労働衛生専門官
防災団体：建設業労働災害防止協会愛知県支部支部長、事務局長、
同上 名古屋西分会分会長、分会役員 ほか

- ◎ 上記以外の活動として次のものを予定しております。
- ・12月2日（火） 午前 名古屋港荷役現場パトロール
パトロール員：局・署と港湾貨物運送労働災害防止協会の幹部
 - ・12月3日（水） 午後 陸上貨物取扱現場パトロール
パトロール員：局と陸上貨物運送労働災害防止協会の幹部
 - ・12月第一週中心の活動として各労働基準監督署等幹部と業種別災害防止団体幹部による合同安全衛生現場パトロールの実施

愛知労働局管内の労働災害は、
死亡災害が前年同期比18%の大幅増加
小売業の死傷災害が前年同期比25%の大幅増加

愛知労働局管内死傷災害発生状況（平成26年10月末現在）

業種	年別	平成26年	平成25年同期	平成25年同期比
製造業		1,494 (13)	1,506 (13)	-12 (0)
建設業		530 (14)	541 (11)	-11 (3)
陸上貨物運送事業		641 (2)	670 (7)	-29 (-5)
小売業		571 (4)	456 (2)	115 (2)
通信業		109 (2)	132 (0)	-23 (2)
社会福祉施設		195 (0)	199 (0)	-4 (0)
飲食店		190 (1)	189 (0)	1 (1)
清掃・と畜業		227 (5)	229 (0)	-2 (5)
上記以外の事業		882 (6)	884 (7)	-2 (-1)
合計		4,839 (47)	4,806 (40)	33 (7)

※()内は死者数で内数である。

前年同期比 100.7%



愛知地方最低賃金審議会は、本年7月31日、愛知労働局長（局長 藤澤勝博）から、7業種の「特定最低賃金」の改正決定に係る諮問を受けて、下記のとおり引上げるよう答申しました。

愛知県特定最低賃金一覧表

最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改正金額 (時間額)	引上率	発効日 (予定)
鉄鋼業最低賃金 (注1)	885 円	14 円	899 円	1.58%	平成 26.12.16
はん用機械器具製造業 最低賃金(注2)	858 円	12 円	870 円	1.40%	
電気機械器具製造業 最低賃金(注3)	823 円	14 円	837 円	1.70%	
輸送用機械器具製造業 最低賃金	863 円	14 円	877 円	1.62%	
精密機械器具製造業 最低賃金(注4)	813 円	14 円	827 円	1.72%	
各種商品小売業 最低賃金	799 円	11 円	810 円	1.38%	
自動車(新車)小売業 最低賃金(注5)	846 円	13 円	859 円	1.54%	

注1 正式名称：「製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」


注2 正式名称：「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」

注3 正式名称：「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

注4 正式名称：「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」

注5 平成20年に従来の「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を分離して「自動車(新車)小売業」の最低賃金を新設したものの。

従って「自動車部分品・附属品小売業」の最低賃金については平成19年12月16日発効の時間額800円が据え置きになっている。



〈参考〉
愛知県の最低賃金の詳細については、愛知労働局ホームページ
(<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)でも情報提供しています。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。